本計画をいう。第百四十二条第十四号において同じ。）の作成及び推進に関すること。

十三　［略］

第百二十三条～第百四十条　［略］

（首席監察官及び監察官）

第百四十一条　首席監察官及び監察官の所掌事務については、第百二十一条の規定を準用する。

（警務・監察課）

第百四十二条　［略］

（会計課及び会計監査官）

第百四十三条　会計課及び会計監査官の所掌事務については、それぞれ、第百二十四条及び第百二十五条の規定を準用する。

（広域調整課）

第百四十四条　［略］

（高速道路管理官及び災害対策官）

第百四十五条　高速道路管理官及び災害対策官の所掌事務については、それぞれ、第百二十八条及び第百二十九条の規定を準用する。

第百四十六条～第百四十八条　［略］

（情報技術解析課）

第百四十九条　情報技術解析課の所掌事務については、第百三十八条の規定を準用する。

第百五十条～第百五十五条　［略］

（総務課及び会計課）

第百五十六条　庶務課及び会計課の所掌事務については、それぞれ、第五十四条及び第五十五条の規定を準用する。

（総務調整官）

第百五十七条　総務調整官は、命を受け、前条において準用する第五十四条及び第五十五条に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案並びに調整に参画する。

本計画をいう。第百四十五条第十四号において同じ。）の作成及び推進に関すること。

十三　［同上］

第百二十六条～第百四十三条　［同上］

［三条ずつ繰り上げる。］

（首席監察官及び監察官）

第百四十四条　首席監察官及び監察官の所掌事務については、第百二十四条の規定を準用する。

（警務・監察課）

第百四十五条　［同上］

（会計課及び会計監査官）

第百四十六条　会計課及び会計監査官の所掌事務については、それぞれ、第百二十七条及び第百二十八条の規定を準用する。

（広域調整課）

第百四十七条　［同上］

（高速道路管理官及び災害対策官）

第百四十八条　高速道路管理官及び災害対策官の所掌事務については、それぞれ、第百三十一条及び第百三十二条の規定を準用する。

第百四十九条～第百五十一条　［同上］

［三条ずつ繰り上げる。］

（情報技術解析課）

第百五十二条　情報技術解析課の所掌事務については、第百四十一条の規定を準用する。

第百五十三条～第百五十八条　［同上］

［三条ずつ繰り上げる。］

（総務課及び会計課）

第百五十九条　庶務課及び会計課の所掌事務については、それぞれ、第五十七条及び第五十八条の規定を準用する。

（総務調整官）

第百六十条　総務調整官は、命を受け、前条において準用する第五十七条及び第五十八条に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案並びに調整に参画する。

第百五十八条・第百五十九条　［略］

第二款　東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部

第百六十条～第百六十四条　［略］

（機動通信課及び通信施設課）

第百六十五条　機動通信課及び通信施設課の所掌事務については、それぞれ、第百三十六条及び第百三十七条の規定を準用する。

第百六十六条～第百六十八条　［略］

第三章　地方警務官の階級別定員

第百六十九条　［略］

附　則

［1～3　略］

4　上皇及び上皇后に関しては、第百九条第二号及び第百十五条に規定する事項については、皇族の例による。

5　第百十一条の規定にかかわらず、護衛部に、上皇護衛課を置く。

6　［略］

7　附則第五項の規定により上皇護衛課が置かれている間、第百十三条の規定の適用については、「皇太子その他の内廷にある皇族」とあるのは「皇族」とする。この場合においては、護衛第三課を置かないものとする。

別表第一（第百六十九条関係）

［略］

第百六十一条・第百六十二条　［同上］

［三条ずつ繰り上げる。］

第二款　東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部

第百六十三条～第百六十七条　［同上］

［三条ずつ繰り上げる。］

（機動通信課及び通信施設課）

第百六十八条　機動通信課及び通信施設課の所掌事務については、それぞれ、第百三十九条及び第百四十条の規定を準用する。

第百六十九条～第百七十一条　［同上］

［三条ずつ繰り上げる。］

第三章　地方警務官の階級別定員

第百七十二条　［同上］

附　則

［1～3　同上］

4　上皇及び上皇后に関しては、第百十二条第二号及び第百十八条に規定する事項については、皇族の例による。

5　第百十四条の規定にかかわらず、護衛部に、上皇護衛課を置く。

6　［同上］

7　附則第五項の規定により上皇護衛課が置かれている間、第百十六条の規定の適用については、「皇太子その他の内廷にある皇族」とあるのは「皇族」とする。この場合においては、護衛第三課を置かないものとする。

別表第一（第百七十二条関係）

［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和六年七月一日から施行する。